

パナソニックグループ  
化学物質管理ランク指針  
バージョン5.1（製品版）

施行 2008年5月15日

（社名変更に伴う記載変更：2008年10月1日）

パナソニック株式会社  
環境本部

## 目次

1. 本指針の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 運用及び適用除外	1
4. 制定と改廃	2
5. 用語の定義	2
6. 規定管理物質	
・ 禁止物質レベル1	5
・ 禁止物質レベル2	11
・ 管理物質	12
・ 化学物質管理リスト	14
7. バージョン4からの主な変更点	27

## 1. 本指針の目的

「化学物質管理ランク指針（製品版）」は、パナソニックグループが生産及び販売する製品を構成する部品、デバイス、材料等に含有される化学物質（環境負荷物質）について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、パナソニックグループの社内および部品、デバイス、材料等の取引先に周知徹底し、製品の環境品質を向上することを目的とする。

## 2. 適用範囲

### 1) 製品への適用範囲

- ①パナソニックグループで設計・製造し販売する製品
- ②パナソニックグループが第三者に設計・製造を委託し、パナソニックグループの商標を付して販売する製品、および他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合等も含む。
- ③第三者から設計・製造の委託を受けた製品（但し、当該第三者から指定された部品、材料は除く）
- ④販売促進用の製品（景品など一般の消費者に渡すもの）
- ⑤包装材は、製品の包装材及び輸送のための包装材料を含めて適用する

### 2) 部品、材料への適用範囲

上記「2. 1 製品への適用範囲」に示す製品に使用する部品、材料、その他の物品を対象とする。

- ・ 部品、材料（電気部品、機構部品、電気機構部品、半導体、プリント配線基板、外装部品、包装材/包装部品を含む）
- ・ 機能ユニット/モジュール/ボード Assy、等の組立て部品など
- ・ アクセサリー（リモコン、ACアダプターなど機器を使用するための附属品）
- ・ 副資材等の構成材料など（テープ、はんだ材料、接着剤等）
- ・ 取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物
- ・ 補修用サービス部品
- ・ 部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材（部品に直接接触しても対象物質が部品に移行・混入する恐れのないリターナブルの包装など、納入者によって回収、再利用される場合は対象外）

## 3. 運用及び適用除外

- 1) 主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は、発売時点での条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に順守し、かつ本指針を順守すること。
- 2) 基本的には本指針の順守を原則とするが、納入先の要望で、本指針の内容で了解が

得られない場合は、事業場毎に判断し納入先の基準で運用することを認める。

3) 以下の場合は本指針の管理ランクの適用は受けない。

- ・ 研究及び開発で使用する化学物質（ただし製品化された場合は適用する）

#### 4. 制定と改廃

- 1) この指針に関する事項については分社・関係会社、各部門の有識者の代表からなるランク指針WGで審議し、製品化学物質管理・技術部会で承認し、環境本部長が決裁する。
- 2) 本指針について改廃などの必要が生じた場合は、その旨を製品化学物質管理・技術部会または環境本部事務局に申請する。
- 3) 本指針の内容は定期的（1回/年）にランク指針WGで審議し、見直す。但し以下の場合は適宣事務局で見直し、製品化学物質管理・技術部会の承認を得て改訂する。
  - ・ 法改正など、社会動向の変化を反映する必要がある場合
  - ・ 技術動向の進展（代替技術・評価技術）、ハザードデータ、暴露データおよびリスク評価データ等の充実を反映する必要がある場合

#### 5. 用語の定義

本指針は、以下のように用語を定義する。

##### 1) パナソニックグループ「化学物質管理ランク指針（製品版）」

既に製品含有が禁止されている物質、近い将来に禁止が決定している物質、およびパナソニックグループとして自主的に使用を制限する物質を禁止物質とする。また、健康、安全衛生、適正処理の観点で環境保全に影響を与える物質を管理物質とし、使用実態の把握に努める物質として規定する。本指針は製品含有に限定して運用する。

##### 2) 禁止物質レベル1

次に示すいずれかの物質の中でパナソニックグループの製品に使用される可能性のある物質を対象とする。本物質を使用している場合は即時に使用中止しなければならない。

- ・ 現行法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
- ・ 本指針が改定されて1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質
- ・ パナソニックグループ内で発行している環境通達で製品含有の禁止を連絡している物質

本物質は製品含有されてはならないため、意図的な使用を禁止し、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要である（規制値未満であっても意図的な使用は認められない）。

##### 3) 禁止物質レベル2

次に示すいずれかの物質を対象とする。

- ・ 禁止物質レベル1に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質
- ・ パナソニックグループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の

禁止を推進する物質

- ・パナソニックグループの自主的な取組みで使用を制限する物質

本物質の製品含有が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

#### 4) 管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。なお、含有濃度が 1000ppm を超えるもの、及び意図的に使用しているものについてデータを把握する。

#### 5) 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指す。例えば、次のような状態を指す。

- ・対象物質が意図的に使用された状態
- ・不純物として含有する状態
- ・製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態（例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止対象として考えなければならない）

#### 6) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の製造時に意図して使用すること。

#### 7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

#### 8) 規制値

禁止物質が意図的使用ではなく不純物として含まれる場合に、パナソニックグループに納入される部品、材料、およびパナソニックグループの出荷製品において保証すべき濃度をいう。

#### 9) 管理値

禁止物質レベル 1 の対象物質に関して意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度をいい、パナソニックグループで管理するための濃度である。万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する（なお、管理値に関して仕入先に対して不使用保証は求めない）。

#### 10) 含有濃度

含有濃度とは、均質材料（ホモジニアスな材料）の質量を分母とした濃度とする。なお、

均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。

- ・ 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
- ・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラス及びセラミックは成形後の状態。）
- ・ 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。

1 1) M - No

CAS No. のない物質で、管理が必要な物質にパナソニックグループが独自に付与した管理ナンバー。

1 2) グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）

グリーン調達の化学物質及び素材調査の共通化を推進し、効率的なグリーン調達を推進することを目的にした協議会。

## 6. 規定管理物質

### 1) 禁止物質レベル1

国内および海外における以下の代表的な法律を基に禁止物質レベル1を規定した(表1)。パナソニックグループに納入される部品、材料、およびパナソニックグループの出荷製品では、意図的な使用がなく、かつ不純物としての含有濃度が表1に示す規制値未満を保証することが必要である。

また、別途規定する管理値(\*) (意図的な使用、混入がなければ超えないと考えられる濃度)を超えた場合は、意図的な使用、または混入の可能性があると考えられるため、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する。

\* : 『禁止物質の管理値一覧』

<http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

リサイクル材においても禁止物質レベル1の含有に関して、上記不純物と同様に規制値未満が保証されていると共に、管理値未満に管理された状態にあることが必要である。

#### ①日本における法律

- ・「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」(以下化審法と略記)での第1種特定化学物質(製造、輸入禁止物質)
- ・「労働安全衛生法55条」(以下安衛法と略記)での製造禁止有害物質
- ・「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律」(以下オゾン層保護法と略記)での特定物質(HCFCを除く)
- ・「資源有効利用促進法」による特定の化学物質含有表示義務

#### ②海外における法律

- ・「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限」(以降RoHS指令と呼称)
- ・「EU有害物質規制」  
EU加盟諸国の法律、規則行政規定を包含するもの
- ・「包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令」
- ・「ドイツ：化学品禁止規則」  
物質、調剤およびこれらを含むあるいは放出する可能性のある製品は定められた用途、条件での上市を禁止
- ・「ドイツ：日用品規制」
- ・「デンマーク：ホルマリン法令」
- ・「カリフォルニア州：プロポジション65」

表 1 禁止物質レベル 1 リスト (物質群)

意図的使用がなく、かつ不純物としての含有濃度が規制値未満であることを保証することが必要である。

注意 1 : 規制値とは別に定めているパナソニックグループで管理するための濃度である管理値は、『禁止物質の管理値一覧』を参照 (下記 URL) のこと。

注意 2 : パナソニックグループの分社・関係会社の事情 (例: 納入先からの要望など) に合わせて、分社・関係会社で独自に規制値、管理値をより低く設定する場合がある。

注意 3 : 主な物質の分析方法については、『禁止物質レベル 1 物質の分析方法』を参照 (下記 URL) のこと。 <http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

注意 4 : 本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条令・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に順守すること。

No	JGPSSI 物質群 No*6	物質群 (日本語)	パナソニックグループの規制値	主な参照法令	
1	B05	ポリ塩化ビフェニール (PCB) 類	意図的使用禁止*7	化審法、EU 有害物質規制、独化学品禁止規則	
2	C01	アスベスト類	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満*7	EU 有害物質規制、独化学品禁止規則、安衛法	
3	A17	特定有機スズ化合物	意図的使用禁止*7	EU 有害物質規制、独化学品禁止規則、化審法	
4	B09	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	意図的使用禁止*7	EU 有害物質規制	
5	B02 B03	特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) (表 2-7 参照)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満*8	RoHS 指令、EU 有害物質規制	
7	C02	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料*2 (表 2-1 参照)	意図的使用禁止かつ特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	独日用品規制、独化学品禁止規則、EU 有害物質規制、	
8	B06	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3 以上の物質)	意図的使用禁止*7	化審法	
19	A05	カドミウムおよびその化合物*2 (表 2-2 参照)	樹脂(ゴム、フィルム含む)、塗料、インキ、顔料、染料	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満 (揮発性成分がない状態)	RoHS 指令、EU 有害物質規制、独化学品禁止規則、資源有効利用促進法
		包装材*1		意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	EU 包装材指令
		上記以外		意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	RoHS 指令

(続き有り)

20	A09	鉛 および その化合物 *2 (表2-3参照)	樹脂(ゴム、フィルム 含む)、塗料、イン キ、顔料、染料	意図的使用禁止かつ 300ppm 未満 (揮発性成分がない状態)	プロホジション 65
			包装材*1	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	EU 包装材指令
			上記以外	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	RoHS 指令、独化学品禁止規則、 EU 有害物質規制、 資源有効利用促進法
21	A07	六価クロム 化合物 *2 (表2-4参照)	包装材*1	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	EU 包装材指令
			上記以外	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	RoHS 指令、資源有効利用促進法
22	A10	水銀 およびその 化合物 *2 (表2-5参照)	包装材*1	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	EU 包装材指令
			上記以外	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	RoHS 指令、資源有効利用促進法
24	C04	オゾン層破壊物質 (HCFC を 除く)		意図的使用禁止	オゾン層保護法、モントリオール議定書
25	—	ホルムアルデヒド*2 (表2-6参照)		気中濃度 0.1ppm 未満 (独化学品禁止規則) *6 気中濃度 0.15mg/m <sup>3</sup> 未満 (ホルマリン法令) *6	独化学品禁止規則、 ホルマリン法令 (デンマーク)
26	—	パーフルオロオクタンスル ホン酸およびその塩*2 (表2-8参照)		意図的使用禁止*7	EU 有害物質規制
27	—	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリア ゾール-2-イル)-4, 6-ジ- t e r t-ブチルフェノール (表2-9参照)		意図的使用禁止*7	化審法

- \*1、包装を構成する各均質材料（例えば、樹脂、インキ、塗料）毎で、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有総計量を重量比で 100ppm 未満にすること。
- \*2、レベル 1 としての用途限定をする物質であり、表 2 中に記載する。
- \*4、JGSSII 物質群 No はグリーン調達調査共通化協議会で規定したもので参考に記載してある。
- \*5、No. 6 および No. 9～No. 18、No. 23 は廃止により欠番にする。
- \*6、それぞれの法律で定められた試験方法に準じる。
- \*7、サプライチェーンに遡って意図的に使用していないことを確認できれば、当該物質の不使用的の確認のための分析は不要とする。なお、不純物含有事例が確認された場合は、別途対応する。
- \*8、規制値 1000ppm は、PBB、PBDE それぞれの物質に関する濃度を示す。

表 2 禁止物質レベル 1 の規制対象

表 2 - 1

物質名：特定アミンを形成するアゾ染料、顔料		
規制対象		
<p>・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの                      例) 衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子その他の衛生用品、寝袋、履物、手袋、腕時計バンド、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ、ショルダーベルト等</p> <p>No. 7 のアゾ染料および顔料の還元分解により発生してはならない特定アミンについての一覧を示す。</p>		
発生してはならない特定アミン一覧		
CAS No.	物質名	英語名
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene
90-04-0	o-アニジジン	o-anisidine
91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
91-94-1	3, 3-ジクロロベンジジン	3,3-dichlorobenzidine
92-67-1	4-アミノジフェニル	4-aminodiphenyl
92-87-5	ベンジジン	Benzidine
95-53-4	o-トルイジン	ortho- toluidine
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン	4-chloro-o-toluidine
95-80-7	2, 4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	ortho-Aminoazotoluene
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine
101-14-4	4, 4-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	4,4-methylene-bis-(2-chloroaniline)
101-77-9	4, 4-ジアミノジフェニルメタン	4,4-diaminodiphenylmethane
101-80-4	4, 4-オキシジアニリン	4,4-oxydianiline
106-47-8	p-クロロアニリン	p-chloroaniline
119-90-4	3, 3-ジメトキシベンジジン	3,3-dimethoxybenzidine
119-93-7	3, 3-ジメチルベンジジン	3,3-dimethylbenzidine
120-71-8	p-クレイジン	p-cresidine
137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
139-65-1	4, 4-チオジアニリン	4,4-thiodianiline
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール	2,4-diaminoanisole
838-88-0	3, 3-ジメチル-4, 4-ジアミノジフェニルメタン	3,3-dimethyl-4,4-diaminodiphenylmethane

表 2 - 2

物質名：カドミウムおよびその化合物	
規制対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止</li> </ul> 例えば <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック（ゴム、フィルムを含む）に用いられる安定剤、顔料、染料、塗料、インキ</li> <li>・蛍光体、合金、包装材 など</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パナソニックグループ 除外項目一覧表<sup>*1</sup>に記載のある項目</li> <li>・素電池<sup>*2</sup>材料としての用途（欧州電池指令による）</li> </ul>

\*1：パナソニックグループ 除外項目一覧表の最新版はパナソニック株式会社のホームページに掲載

<http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

\*2：最終製品としての意匠を有する外装および回路部材を持たない電池

表 2 - 3

物質名：鉛およびその化合物	
規制対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止</li> </ul> 例えば <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料、顔料、染料、インキ</li> <li>・プラスチック（ゴムを含む）材料中の安定剤</li> <li>・部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理、包装材 など</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パナソニックグループ 除外項目一覧表<sup>*1</sup>に記載のある項目</li> <li>・素電池<sup>*2</sup>材料としての用途（欧州電池指令による）</li> </ul>

\*1：パナソニックグループ 除外項目一覧表の最新版はパナソニック株式会社のホームページに掲載

<http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

\*2：最終製品としての意匠を有する外装および回路部材を持たない電池

表 2 - 4

物質名：六価クロム化合物	
規制対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止</li> </ul> 例えば <ul style="list-style-type: none"> <li>・防錆処理</li> <li>・樹脂、塗料、顔料、インキ</li> <li>・包装材 など</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パナソニックグループ 除外項目一覧表<sup>*1</sup>に記載のある項目</li> <li>・素電池<sup>*2</sup>材料としての用途（欧州電池指令による）</li> </ul>

\*1：パナソニックグループ 除外項目一覧表の最新版はパナソニック株式会社のホームページに掲載

<http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

\*2：最終製品としての意匠を有する外装および回路部材を持たない電池

表 2 - 5

物質名：水銀およびその化合物	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止 例えば、 ・顔料、染料、塗料、インキ ・時計等のインジケータ ・水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー ・プラスチックへの調剤、包装材料 など	
適用除外	・パナソニックグループ 除外項目一覧表 <sup>*1</sup> に記載のある項目 ・水銀電池を除く素電池 <sup>*2</sup> 材料としての用途（欧州電池指令による）

\*1：パナソニックグループ 除外項目一覧表の最新版はパナソニック株式会社のホームページに掲載

<http://panasonic.co.jp/eco/suppliers/index.html>

\*2：最終製品としての意匠を有する外装および回路部材を持たない電池

表 2 - 6

物質名：ホルムアルデヒド
規制対象
パーティクルボード、MDF（Medium Density Fiberboard：中密度繊維板）などを用いた木工製品および部品は下記の条件を満たすこと（例：スピーカ、ラック） ・意図的な使用の禁止ではなく、表 1 の規制値未満を保証すること。 但し、法規制対象地域以外の製品については、0.5mg/L（J I S：デシケータ法）未満を適用することも可能である。 また、建材、住宅設備等の規制値は該当する分社・関係会社で別途規定する。

表 2 - 7

物質名：特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）
規制対象
・すべてのPBB、PBDE （Deca BDE（デカブROMジフェニルエーテル）は禁止対象である。）

表 2 - 8

<p>物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩 分子式 C8F17SO2X (X=OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマを含むその他誘導体)</p>	
<p>規制対象</p>	
<p>・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止（なお、パナソニックグループからの出荷製品は、2008年6月27日以降、グローバルで上市禁止） 注）EU有害物質規制では許容されている「1μg/m<sup>2</sup>未満の表面処理」についても意図的使用に該当するため、使用不可。</p>	
<p>適用除外</p>	<p>・フトリックラファイブ<sup>®</sup> 用フォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 ・フィルム、紙または印刷原版用の写真コーティング剤 ・パーフルオロオクタンスルホン酸放出量が利用可能な最先端の技術で極小にされた条件の下で管理された電気メッキシステムで用いられる非装飾用硬質クロムメッキ用ミスト防止剤及び湿潤剤</p>

表 2 - 9

<p>物質名：特定ベンゾトリアゾール (2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)</p>	
<p>規制対象</p>	
<p>・すべての用途で禁止 例えば、 ・プラスチック樹脂用紫外線吸収剤 ・プラスチック建材 ・昇華転写型写真のコーティング樹脂</p>	

## 2) 禁止物質レベル2

禁止物質レベル1に定める物質以外で条約・法規制により、期限を定めて段階的に使用が禁止されている物質、パナソニックグループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質、およびパナソニックグループの自主的な取組みで使用を制限する物質をいう。使用が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

表3 禁止物質レベル2 リスト (物質群)

No *1	JGPSSI 物質群 No *2	物質群	適用法令	使用禁止時期
16	B07	ポリ塩化ビニール (PVC) およびその混合物、その共重合体	パナソニックグループの自主規制	2006年4月以降の新製品から使用を制限*3

\*1、No 1～No15は廃止により欠番にする

\*2、JGPSSI 物質群 No はグリーン調達調査共通化協議会で規定したもので参考に記載してある。

\*3、ポリ塩化ビニールおよびその混合物、その共重合体の使用制限は表4による。

表4 禁止物質レベル2の主な対象

物質名： ポリ塩化ビニール (PVC) およびその混合物、その共重合体	
規制対象	
<p>新製品における塩ビ樹脂の使用を以下のように制限する。</p> <p>(1) 電気・電子機器における内部配線については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年3月末までに国内の新製品、</li> <li>・2011年3月末までにグローバルの新製品 において代替化を完了する。</li> </ul> <p>(2) 内部配線以外の用途の部位（電源コード他）についても順次切替を推進する。</p> <p>使用制限となる個々の部品、材料については、当社事業場からの要請に基づき対応のこと 但し、塩ビ代替材料はハロゲンフリー（フッ素を除く）でかつ赤リンを使用しないことを原則とする</p>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性など品質が保てない用途、法規制などで材料が指定されている用途、お客様から材料指定された用途等</li> <li>・塩ビ-酢ビ共重合体を含有する樹脂バインダー（塗料あるいはインキなど） （代替技術が確立されるまで）</li> </ul>

### 3) 管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。表5の含有濃度が1000ppmを超えるもの、及び意図的に使用しているものについてデータを把握する。

表5 管理物質リスト (物質群)

No	JGPSSI 物質群 No *1	物質群	主な用途例	根拠
K-1	A01	アンチモンおよびその化合物 (合金を含む)	顔料、塗料、触媒、難燃剤、安定剤、 光学レンズ、はんだ、インキ	b、c
K-2	A02	砒素およびその化合物 (合金を含む)	ガラスの脱色、顔料、塗料、染料 半導体素子、難燃剤、インキ	b
K-3	A03	ベリリウム及びその化合物 (合金を含む)	セラミックス原料、合金、触媒 電極、金型、接点部、ばね材料	b、c
K-4	A04	ビスマス及びその化合物 (合金を含む)	鉛フリーはんだ、半導体端子メッキ、 電極、鉛合金	d
K-5	A11	ニッケルおよびその化合物 (合金を除く)	顔料、塗料、着色剤、電池材料、 メッキ、電極、表面処理	b
K-6	A13	セレンおよびその化合物 (合金を含む)	半導体材料、感光体、顔料、塗料 受光素子	b、c
K-8	A18	有機スズ化合物		B
K-9	B08	非特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE 類を除く)	プラスチックの難燃剤	d
K-10	C04	オゾン層破壊物質 (HCFC)	冷媒	B
K-11	C06	放射性物質		B
K-12	C05	フタル酸エステル類	可塑剤、染料、顔料、インキ	b

\*1、JGPSSI 物質群 No はグリーン調達調査共通化協議会で規定したもので参考に記載してある。

各物質を選定した根拠

- B : 法規制によって使用・販売を制限されている物質
- b : 環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える物質
- c : 有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質
- d : end-of-lifeの管理の際、マイナスの影響を与える可能性のある物質

\*2、No. K-7 および No. K-13~No. K-16 は廃止により欠番にする。

### 4) 化学物質管理リスト

以上、今まで述べた対象とする物質群の例示物質を添付する(表6「化学物質管理リスト」)。

ランク	物質群	分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 *:この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No.、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考		
								化学法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS	
								該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当の有 無	用途限定及び閾 値	該当 の有無	用途限定	閾 値		該当 の有無	用途限定及び閾 値
○	1	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ビフェニール(PCB)類	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB		○			○	50mg/kg超過、調剤、製品						B05
○	1	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ビフェニール(PCB)類	61788-33-8	ポリ塩化ターフェニル	PCT					○	50mg/kg超過、調剤、製品						B05
○	2	その他	アスベスト類	1332-21-4	アスベスト類													C01
○	2	その他	アスベスト類	12172-73-5	アモサイト				○									C01
○	2	その他	アスベスト類	12001-29-5	クリソタイト						○	0.1wt%超過、調剤 および調剤、物質を含む製品						C01
○	2	その他	アスベスト類	12001-28-4	クロソドライト						○	0.1wt%超過、調剤 および調剤、物質を含む製品						C01
○	2	その他	アスベスト類	77536-66-4	アクチノライト						○	0.1wt%超過、調剤 および調剤、物質を含む製品						C01
○	2	その他	アスベスト類	77536-67-5	アントフィルライト						○	0.1wt%超過、調剤 および調剤、物質を含む製品						C01
○	2	その他	アスベスト類	77536-68-6	トレモライト						○	0.1wt%超過、調剤 および調剤、物質を含む製品						C01
○	3	金属およびその化合物	特定有機スズ化合物	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)オキサイド													A17
○	4	ハロゲン系有機化合物	短鎖型塩化パラフィン(C10~C13)	85535-84-8	短鎖型塩化パラフィン(C10~C13)													B09
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	59536-65-1 (67774-32-7)	ポリブロモビフェニル類	PBB												B02
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	40088-47-9	テトラブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	32534-81-9	ペンタブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	36483-60-0	ヘキサブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	68928-80-3	ヘptaブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	32536-52-0	オクタブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	63936-56-1	ノナブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	PBDE												B03
○	5	ハロゲン系有機化合物	特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	M-153	その他のPBDE類	PBDE												B03
○	7	その他	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	M-126	特定アミン(P5発生してはならないアミン-見参照)を形成するアゾ染料、顔料									○	皮膚に接触する目的の着色されている日用品	30mg/kg以上含有		C02
○	8	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上の物質)	1321-65-9	トリクロロナフタレン													B06
○	8	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上の物質)	1335-88-2	テトラクロロナフタレン													B06
○	8	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上の物質)	1321-64-8	ペンタクロロナフタレン													B06
○	8	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上の物質)	2234-13-1	オクタクロロナフタレン													B06
○	24	その他	オゾン層破壊物質	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	Cf2Cl2	*	CFC-12				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	354-58-5 76-13-1	トリクロロトリフルオロエタン	C2F3Cl3	*	CFC-113				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC13	*	CFC-11				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	28605-74-5 76-12-0	テトラクロロジフルオロエタン	C2F2Cl4	*	CFC-112				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	1320-37-2 76-14-2	ジクロロテトラフルオロエタン	C2F4Cl2	*	CFC-114				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	C2F5Cl	*	CFC-115				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFC13	*	CFC-13				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	354-56-3	ペンタクロロフルオロエタン	C2FCl5	*	CFC-111				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	135401-87-5	ヘptaクロロフルオロプロパン	C3FC17	*	CFC-211				○						C04
○	24	その他	オゾン層破壊物質	3182-26-1	ヘキサクロロジフルオロプロパン	C3F2Cl6	*	CFC-212				○						C04



表6

化学物質管理リスト(禁止物質Level1 &amp; Level2)

ランク	禁止物質レベル1	物質群No	禁止物質レベル2	物質群No	分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 *:この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考				
											化学法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS	JGPSSI 物質群 No		
											該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当 の有 無	用途限定及び閾値	該当 の有 無	用途限定	閾値		該当 の有 無		用途限定及び閾値	該当 の有 無
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	10108-64-2	塩化カドミウム		0.61										○	A05		
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1306-19-0	酸化カドミウム		0.88											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	10325-94-7	硝酸カドミウム		0.48											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	513-78-0	炭酸カドミウム		0.64											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1306-23-6	硫化カドミウム		0.78											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	10124-36-4	硫酸カドミウム		0.54											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	12214-12-9	硫セレン化カドミウム		0.67											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1306-24-7	セレン化カドミウム		0.59											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1308-25-8	テルル化カドミウム		0.47											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	21041-95-2	水酸化カドミウム		0.77											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	2223-93-0	ステアリン酸カドミウム		0.17											○	A05	
○	19				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	M-121	その他のカドミウム化合物													○	A05	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	7439-92-1	鉛		1.00											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	6080-56-4	酢酸鉛(Ⅲ)、三水和物		0.55											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	7446-27-7	リソ酸鉛、リン酸鉛(Ⅱ)		0.77											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	12069-00-0	セレン化鉛		0.72											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1309-60-0	酸化鉛(Ⅳ)		0.87											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1314-41-6	酸化鉛(Ⅱ,Ⅳ)		0.91											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1344-36-1	炭酸水酸化鉛		0.80											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	7758-97-6	クロム酸鉛		0.64											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	12202-17-4	三塩基性硫酸鉛		0.85											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛およびその化合物	1319-46-6	塩基性炭酸鉛(Ⅱ)		0.80			○	塗料に意図的使用禁止				○	塗料に意図的使用禁止	○	A09		
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	598-63-0	炭酸鉛		0.78			○	塗料に意図的使用禁止				○	塗料に意図的使用禁止	○	A09		
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	7446-14-2	硫酸鉛(Ⅱ)		0.68			○	塗料に意図的使用禁止				○	塗料に意図的使用禁止	○	A09		
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1072-35-1	ステアリン酸鉛		0.27											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	12060-00-3	チタン酸鉛		0.68											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	12060-01-4	ジルコン酸鉛(Ⅱ)		0.60											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1311-11-1	水酸化鉛		0.84											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1317-36-8	一酸化鉛(Ⅱ)		0.93											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	301-04-2	酢酸鉛		0.64											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	10099-74-8	硝酸鉛(Ⅱ)		0.63											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	1314-87-0	硫化鉛(Ⅱ)		0.87											○	A09	
○	20				金属およびその化合物	鉛及びその化合物	M-122	その他の鉛化合物													○	A09	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	1344-38-3	塩基性クロム酸鉛	Pigment Orange 21	0.095(Cr)											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	1344-37-2	クロム酸鉛	Pigment Yellow 34	0.161(Cr)											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	13530-68-2	重クロム酸		0.48											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	7778-50-9	重クロム酸カリウム		0.35											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	10588-01-9	重クロム酸ナトリウム		0.40											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	1333-82-0	無水クロム(VI)酸		0.52											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	10294-40-3	クロム酸バリウム		0.21											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	12053-18-8	クロム酸銅		0.33											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	7789-06-2	クロム酸ストロンチウム		0.26											○	A07	
○	21				金属およびその化合物	六価クロム化合物	M-123	その他の六価クロム化合物													○	A07	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	7439-97-6	水銀		1.00											○	A10	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	7487-94-7	塩化第二水銀		0.74											○	A10	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	21908-53-2	酸化水銀(Ⅱ)		0.93											○	A10	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	15829-53-5	酸化第一水銀		0.96											○	A10	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	593-74-8	ジメチル水銀		0.87											○	A10	
○	22				金属およびその化合物	水銀及びその化合物	10112-91-1	塩化第一水銀		0.85											○	A10	

ランク	分類	物質群	CASNo. M-Noは パナソニック で付与した 管理No	物質名 *:この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No. M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考			
							化審法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS	JGPPSI 物質群 No	
										該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当の有 無	用途限定及び閾 値				該当 の有無
○	22	金属およびその化合物	水銀及びその化合物	33631-63-9	塩化第二水銀	0.74											○	A10
○	22	金属およびその化合物	水銀及びその化合物	7783-35-9	硫酸水銀	0.68											○	A10
○	22	金属およびその化合物	水銀及びその化合物	10045-94-0	硝酸第二水銀	0.62											○	A10
○	22	金属およびその化合物	水銀及びその化合物	1344-48-5	硫化第二水銀	0.86											○	A10
○	22	金属およびその化合物	水銀及びその化合物	M-124	その他の水銀化合物												○	A10
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	307-35-7	ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸フルオリド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	376-14-7	メタクリル酸2-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミ]エチル												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	383-07-3	アクリル酸2-[ブチル[(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミ]エチル												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	423-82-5	アクリル酸2-[N-エチル-(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミ]エチル												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	423-86-9	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(2-プロペニル)-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	754-91-6	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	1652-63-7	N, N, N-トリメチル-3-(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]プロパン-1-アミニウム・ヨウ化物												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	1691-99-2	N-エチル-N-(2-ヒドロキシエチル)-1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	1763-23-1	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホン酸												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	1869-77-8	N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]グリシンエチル												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	2250-98-8	N, N', N' '-[ホスフィニリジントリス(オキシ-2,1-エタンジイル)]トリス(N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド)												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	2263-09-4	N-ブチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	2795-39-3	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホン酸カリウム												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	2991-50-6	N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]グリシン												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	2991-51-7	N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]グリシンカリウム												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	3820-83-5	N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-[2-(ホスホノキシ)エチル]-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	3871-50-9	N-エチル-N-[(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]グリシンナトリウム												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	4151-50-2	N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	13417-01-1	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	14650-24-9	メタクリル酸2-[(メチル) [(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミ]エチル												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	24448-09-7	N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	24824-36-5	N-(2-プロペニル)-N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホンアミド												○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上

ランク				分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 *:この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No., M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考			
禁止 物質 レベル1	物質 群 No	禁止 物質 レベル2	物質 群 No							審査法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS	JGPPSI 物質群 No	
													該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有 無	該当の有 無	用途限定及び閾 値		該当 の有 無		用途限定 閾値
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	25268-77-3	アクリル酸2-[N-メチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチル スルホニル)アミ]エチル								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上					
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	29081-56-9	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタ ンスルホン酸アンモニウム								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上					
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	29117-08-6	オメガ-ヒドロキシ-アルファ-[2-[エチル[(フルオロオクチル) スルホニル]アミ]エチル]-ポリ(オキシ-1,2-エタンジイル)									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	29457-72-5	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロオクタ ン-1-スルホン酸リチウム									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	30295-51-3	なし:1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N- [3-(ジメチルオキシドアミ)プロピル]-1-オクタンスルホ ドアミ]									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	30381-98-7	りん酸アンモニウムビス[2-[エチル(ヘプタデカフルオロオク チルスルホニル)アミ]エチル]									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	31506-32-8	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-メチル- 1-オクタンスルホンアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	38006-74-5	3-[[[ヘプタデカフルオロオクチル]スルホニル]アミ]-N, N-トリメチル-1-プロパンアミン									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	50598-29-3	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(フェ ニルメチル)-1-オクタンスルホンアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	52550-45-5	オメガ-ヒドロキシ-アルファ-[2-[[[ヘプタデカフルオロオク チル]スルホニル]プロピルアミ]エチル]-ポリ(オキシ-1,2- エタンジイル)									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	56773-42-3	N, N, N-トリエチルエタンアミン 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタ ンスルホナート									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	57589-85-2	2,3,4,5-テトラクロロ-6-[[[3-[[[ヘプタデカフルオロオク チル]スルホニル]オキシ]フェニル]アミ]カルボニル]安息香 酸カリウム									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	58920-31-3	プロベノ酸4-[[[ヘプタデカフルオロオクチル]スルホニル]メ チルアミ]ブチル									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	61577-14-8	2-メチルプロベノ酸4-[[[ヘプタデカフルオロオクチル]ス ルホニル]メチルアミ]ブチル									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	61660-12-6	N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフル オロ-N-[3-(トリメチルシリル)プロピル]-1-オクタンスルホ ンアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	67939-42-8	N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフル オロ-N-[3-(トリクロロシリル)プロピル]-1-オクタンスルホ ンアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	67969-69-1	N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフル オロ-N-[2-(ホスホノキシ)エチル]-1-オクタンスルホ ンアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	67939-88-2	N-[3-(ジメチルアミ)プロピル]- 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-1-オクタ ンスルホニアミド									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68081-83-4	ビス[2-[エチル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル] アミ]エチル]エステル-(4-メチル-1,3-フェニレン)ビス-カル バミン酸									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68298-11-3	3-[[[ヘプタデカフルオロオクチル]スルホニル]3-スルホ ナトプロピル]アミ]-N-(2-ヒドロキシエチル)-N,N-ジメチ ル-1-プロパンアミン									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				

ランク	分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考			
							化審法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS		
										該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当 の有無	用途限定及び閾 値			該当 の有無	用途限定
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68329-56-6	2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-オクタデシル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ペンタデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-ヘキサデシル-2-プロピノエイト-2-[[ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]メチルアミノ]エチル-2-プロピノエイト]ポリマー、エチルエステル、2-プロペン酸									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68239-73-6	1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(4-ヒドロキシブチル)-N-メチル-1-オクタンスルホンアミド										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上			
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68310-75-8	3-[[ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミノ]-N,N,N-トリメチル-1-プロパニルアミン/ノゾジド/アンモニウム、(1:1:1)											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68541-80-0	2-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-オクタデシル-2-プロピノエイト]ポリマー-2-プロペン酸											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68555-90-8	2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[[ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]メチルアミノ]エチル-2-プロピノエイト]ポリマー-ブチルエステル、2-プロペン酸											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68555-91-9	2-[エチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-オクタデシル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[エチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[エチル[(ペンタデカフルオロヘプチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[エチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト]ポリマー-2-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]アミノ]エチルエステル、2-メチル-2-プロペン酸											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68555-92-0	2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-オクタデシル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト]ポリマー-2-[[ヘプタデカフルオロオクチル)スルホニル]メチルアミノ]エチルエステル、2-メチル-2-プロペン酸											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68608-14-0	1,1'-メチレンビス[4-イソシアネート]ベンゼン]反応性生物-N-エチル-N-(ヒドロキシエチル)、パーフルオロ、C4-8-アルカン、スルホンアミド											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		
○ 26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68649-26-3	ポリメチレンポリフェニレンイソシアネートステアリアルアルコール-N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,5-アンデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-ペンタンスルホンアミド、N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6-トリデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-ヘキサンスルホンアミド、N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7-ペンタデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-ヘプタンスルホンアミド、N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,4-ノナフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-ブタンスルホンアミド反応生成物、N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-オクタンスルホンアミド											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上		

表6

化学物質管理リスト(禁止物質Level1 & Level2)

ランク				分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No.、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考				
禁止 物質 レベル1	物質 群 No	禁止 物質 レベル2	物質 群 No							審査法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則				76/769/EEC		RoHS	JGPSSI 物質群 No
													該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当の有 無	用途限定及び閾値		該当 の有無	用途限定		
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68867-60-7	2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-アルファ-(1-オキソ-2-プロペニル)-オメガ-トキシポリ(オキシ-1,2-エタンジイル) 2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプテチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上					
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68877-32-7	2-[エチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト-2-メチル-1,3-ブタジエン2-[エチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト 2-[エチル[(ペンタデカフルオロヘプテチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト 2-[エチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト 2-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-メチル-2-プロピノエイト										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68891-96-3	ジアクアテトラクロロ[μu-[N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル] グリシナト-kappa O,kappa O]]-μu-ヒドロキシビス(2-メチルプロパノール)ジエタノール										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68909-15-9	ポリエチレングリコールアクリレート-メチルエーテル-ステアリン酸アクリレート 2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-アクリレート 2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-アクリレート 2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプテチル)スルホニル]アミノ]エチル-アクリレート 2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-アクリレート 2-[[ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]メチルアミノ]エチル-アクリレート-分岐オクタチルアクリレート-ポリマー、エイコシルエチル-2-プロピノエイト											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上			
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	68958-61-2	アルファ-[2-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]アミノ]エチル]-オメガ-トキシポリ(オキシ-1,2-エタンジイル)										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	70225-14-8	2,2'-イミノビスエタノール/ヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホン酸 (1:1)										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	70776-36-2	2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプテチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-N-(ヒドロキシメチル)-2-プロピノエイト 2-[[ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]メチルアミノ]エチル-2-プロピノエイト,1,1-ジクロロエタンポリマー、オクタデシルエチル-2-メチル-2-プロピノエイト											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上			
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	71463-78-0	[3-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]アミノ]プロピル]ホスホン酸										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	71463-80-4	[3-[エチル[(ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]アミノ]プロピル]ホスホン酸ジエチル										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	71487-20-2	2-[メチル[(アンデカフルオロペンチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト-2-プロピノエイト 2-[メチル[(トリデカフルオロヘキシル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ペンタデカフルオロヘプテチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[メチル[(ノナフルオロブチル)スルホニル]アミノ]エチル-2-プロピノエイト 2-[[ヘプタデカフルオロオクタチル)スルホニル]メチルアミノ]エチル-2-プロピノエイト、エチルベンゼンポリマー、メチルエチル-2-メチル-2-プロピノエイト											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m <sup>2</sup> 以上			



ランク	分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 *:この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No.、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法			海外法					備考		
							化学法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法	ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則		76/769/EEC		RoHS	
										該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、 用途限定及び 閾値	該当の有 無	該当の有 無	用途限定及び閾 値			該当 の有無
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306974-19-6	N-メチル-N-[(3-オクタデシル-2-オキソ-5-オキサゾリジニル)メチル]パーフルオロ-C4-8-アルカンスルホンアミド								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306974-28-7	2-[メチル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル]アミ ]エチルアクリレート-ステアリルメタクリレートポリマー-モノ [3-[(2-メチル-1-オキソ-2-プロペニル)オキシ]プロピル基] 末端,シメチルシロキサン-珪素								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306974-45-8	ポリエチレン-ポリプロピレングリコール-ビス(2-アミノプロピ ル)エーテル混合物,パーフルオロ-C6-8-アルカンスルホン 酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306974-63-0	2-[メチル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル]アミ ]エチルエステル二量体,C18不飽和脂肪酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306975-56-4	トリアチルアミン混合物,N-エチル- 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ヘプタデカフルオロ-N-(2-ヒド ロキシエチル)-1-オクタンスルホンアミド-N-エチル- 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-ペンタデカフルオロ-N-(2-ヒドロキ シエチル)-1-ヘプタンスルホンアミド反応生成物,2-エチル- 2-(ヒドロキシメチル)-1,3-プロパンジオール-N,N'-2-トリ(6- イソシアヌロヘキシル)イソプロピル)酸ポリマー-3-ヒドロ キシ-2-(ヒドロキシメチル)-2-メチル-プロパン酸									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上		
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306975-57-5	モルフォリン混合物,N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8- ヘプタデカフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-オクタン スルホンアミド-N-エチル-1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-ペンタデカ フルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-1-ヘプタンスルホンアミド 反応生成物,1,1-メチレンビス[4-イソシアヌロヘキセン]- 1,2,3-プロパンジオールポリマー-3-ヒドロキシ-2-(ヒドロキ シメチル)-2-メチル-プロパン酸									○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上		
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306975-62-2	2-[メチル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル]アミ ]エチルアクリレート-塩化ビニリジンポリマー,ドデシルエス テル,2-メチル-2-プロペン酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306975-84-8	N-(ヒドロキシエチル)-N-メチルパーフルオロ-C4-8-アルカ ンスルホンアミド,1,6-ジイソシアヌロヘキサンポリマー,アル ファヒドロ-オメガヒドロキシ-ポリ(オキシ-1,2-エタンジイル)								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306975-85-9	メタクリルステアリル-塩化ビニリジン,2-[メチル[(パーフルオ ロ-C4-8-アルキル)スルホニル]アミ]メタクリルエチル,N- (ヒドロキシメチル)-2-プロペンアミドポリマー,ドデシルエス テル,2-メチル-2-プロペン酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306976-25-0	メタクリルブタン-2-[メチル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル) スルホニル]アミ]アクリルエチル,アクリルブタンポリマー,臭 化,N,N'-ジメチル-N-[2-[(2-メチル-1-オキソ-2-プロペニル) オキシ]エチル]-1-ヘキサデカザニウム								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306976-55-6	N-エチル-N-(ヒドロキシエチル)パーフルオロ-C4-8-プロク ク化アルカンスルホンアミド,2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)- 1,3-プロパンジオール-2-プロペン酸,2,4-ジイソシアノ-1-メ チルベンゼンポリマー-2-メチルプロピルエステル,2-メチル- 2-プロペン酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306977-58-2	2,2-(メチルイミノ)ビス(エタノール)混合物,加水分解,2-[メ チル[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル]アミ]アク リルエチル-モノアクリルプロピレングリコール,アクリル酸ポリ マー-3-(トリメトキシシリル)プロピルエステル,2-メチル-2- プロペン酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306978-04-1	2-[メチル[(パーフルオロC4-8-アルキル)スルホニル]アミ ]アクリルエチル-塩化ビニリジン,アクリルアミドポリマー,ブチ ルエステル,2-プロペン酸								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			
○	26	その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306978-65-4	N-(ヒドロキシエチル)-N-メチルパーフルオロ-C4-8-アルカ ンスルホンアミド-ブロック化ステアリルアルコール,ホモポリ マー,1,6-ジイソシアノヘキサン								○	部品:1000ppm以上 表面処理:1 μg/m2以上			

表6

化学物質管理リスト(禁止物質Level1&amp;Level2)

ランク				分類	物質群	CASNo. M-Noは バナソニック で付与した 管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て 左記のCAS No、M-Noで代表してください	別名	換算係数	国内法				海外法					備考				
禁止 物質 レベ ル1	物 質 群 No	禁止 物質 レベ ル2	物 質 群 No							化審法第1種特 定化学物質	安衛法第55 条製造禁止物 質	オゾン層 保護法		ドイツ化学品禁止規則		ドイツ日用品規則				76/769/EEC		RoHS	JGPSSI 物質群 No
												該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有無、用 途限定及び閾 値	該当の有 無	該当 の有 無	用途限定及び閾値	該当 の有 無	用途限定		閾値	該当 の有 無		
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306979-40-8	N-[(パーフルオロ-C4-8-アルキル)スルホニル]-アルファ-[2-(メチルアミノ)エチル]-オメガ-[(1,1,2,2-テトラメチルブチル)フェキシ]-ポリ(オキシ-1,2-エタンジイル)										○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上					
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	306980-27-8	NN-[1,6-ヘキサンジイルビス[(2-オキソ-3,5-オキサゾリジンジイル)メチレン]]ビス[N-メチル-パーフルオロ-C4-8-アルカンスルホンアミド]											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	26			その他	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	M-172	その他のパーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩											○	部品:1000ppm以上 表面処理:1μg/m2以上				
○	27			その他	特定ベンゾトリアゾール	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール																
		○	16	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ビニール(PVC)及びその混合物、 その共重合体	M-12 9002-86-2	ポリ塩化ビニール(PVC)及びその混合物														B07		
		○	16	ハロゲン系有機化合物	ポリ塩化ビニール(PVC)及びその混合物、 その共重合体	9003-22-9	塩化ビニール-酢酸ビニール共重合体															B07	

表6

## 化学物質管理リスト（管理物質）

ランク	物質群 No	分類	物質群	CASNo M-Noは パナソニックで 付与した 管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て左記の CAS No、M-Noで代表してください	別名	金属 換算 係数	JGPSSI 物質群 No	備考
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	7782-49-2	セレン		1.00	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	7446-08-4	二酸化セレン、酸化セレン		0.71	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	7783-07-5	セレン化水素		0.98	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	1313-85-5	セレン化ナトリウム		0.63	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	10112-94-4	セレン酸ナトリウム		0.42	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	593-79-3	ジメチルセレン化合物		0.72	A13	
管理	K-6	金属およびその化合物	セレン及びその化合物	M-128	その他のセレン化合物			A13	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	アンチモン		1.00	A01	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	1314-60-9	五酸化アンチモン		0.75	A01	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	1309-64-4	三酸化アンチモン		0.84	A01	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	10025-91-9	三塩化アンチモン		0.53	A01	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	15432-85-6	アンチモン酸ナトリウム		0.63	A01	
管理	K-1	金属およびその化合物	アンチモン及びその化合物	M-129	その他のアンチモン化合物			A01	
管理	K-5	金属およびその化合物	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	ニッケル		1.00	A11	
管理	K-5	金属およびその化合物	ニッケル及びその化合物	1313-99-1	酸化ニッケル(II)		0.79	A11	
管理	K-5	金属およびその化合物	ニッケル及びその化合物	7786-81-4	硫酸ニッケル		0.38	A11	
管理	K-5	金属およびその化合物	ニッケル及びその化合物	7718-54-9	塩化第一ニッケル		0.45	A11	
管理	K-5	金属およびその化合物	ニッケル及びその化合物	M-130	その他のニッケル化合物			A11	
管理	K-2	金属およびその化合物	珪素及びその化合物	7440-38-2	珪素		1.00	A02	
管理	K-2	金属およびその化合物	珪素及びその化合物	1303-00-0	ガリウム珪素		0.52	A02	
管理	K-2	金属およびその化合物	珪素及びその化合物	7778-44-1	ヒ酸カルシウム		0.42	A02	
管理	K-2	金属およびその化合物	珪素及びその化合物	27152-57-4	亜ヒ酸カルシウム		0.41	A02	
管理	K-2	金属およびその化合物	珪素及びその化合物	M-131	その他珪素化合物			A02	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	7440-41-7	ベリリウム		1.00	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	12770-50-2	ベリリウム-アルミニウム合金			A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	7787-47-5	塩化ベリリウム		0.11	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	7787-49-7	フッ化ベリリウム		0.19	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	13327-32-7	水酸化ベリリウム		0.21	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	1304-56-9	酸化ベリリウム		0.36	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	13598-15-7	リン酸ベリリウム		0.15	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	13510-49-1	硫酸ベリリウム		0.09	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	7787-56-6	硫酸ベリリウム四水和物		0.05	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	1302-52-9	ベリリウム		0.05	A03	
管理	K-3	金属およびその化合物	ベリリウム及びその化合物	M-132	その他のベリリウム化合物			A03	
管理	K-4	金属およびその化合物	ビスマス及びその化合物	7440-69-9	ビスマス		1.00	A04	
管理	K-4	金属およびその化合物	ビスマス及びその化合物	1304-76-3	三酸化ビスマス		0.90	A04	
管理	K-4	金属およびその化合物	ビスマス及びその化合物	10361-44-1	硝酸ビスマス		0.53	A04	
管理	K-4	金属およびその化合物	ビスマス及びその化合物	M-133	その他のビスマス化合物			A04	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	1803-12-9	トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	379-52-2	トリフェニルスズ=フルオリド			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	900-95-8	トリフェニルスズ=アセート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	639-58-7	トリフェニルスズ=クロリド			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	76-87-9	トリフェニルスズ=ヒドロキシド			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	47672-31-1	トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が、9.10 または11のものに限る)			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	7094-94-2	トリフェニルスズ=クロロアセート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	2155-70-6	トリブチルスズ=メタクリレート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	6454-35-9	ビス(トリブチルスズ)=マレアート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	1983-10-4	トリブチルスズ=フルオリド			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	31732-71-5	トリブチルスズ=2,3-ジプロモキシナート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	56-36-0	トリブチルスズ=アセート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	3090-36-6	トリブチルスズ=ラウレート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	4782-29-0	トリブチルスズ=ステアレート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	M-135	アルキル=アクリレート・メチル=メタクリレート・トリブチルスズ=メタクリレート、共重合物アルキル=アクリレートのアルキル基の炭素数が8のものに限る)			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	6517-25-5	トリブチルスズ=スルファマート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	14275-57-1	ビス(トリブチルスズ)=マレアート			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	1461-22-9	トリブチルスズ=クロリド			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	M-136	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	M-137	トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェニル-2-フェニルカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物			A17	
管理	K-8	金属およびその化合物	有機スズ化合物	M-138	その他のトリブチルスズ類(TBTs)、トリフェニルスズ類(TPTs)			A17	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	69882-11-7	ポリ(2,6-ジプロモフェニレンオキシド)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	58965-66-5	テトラプロモ-P-ジフェニルペンゼン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	37853-59-1	1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェニル)エタン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	79-94-7	3,5,5'-テトラプロモビスフェノールA			B08	2,2-ビス(4-ハイドロキシ-3,5-ジプロモフェニル)プロパン
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	30496-13-0	テトラプロモビスフェノールA(構造特定せず)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	40039-93-8	テトラプロモビスフェノールA(エピクロロヒドリンオリゴマー)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	70682-74-5	テトラプロモビスフェノールA(TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	28906-13-0	テトラプロモビスフェノールA(炭酸オリゴマー)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	94334-64-2	BC-52テトラプロモビスフェノールA			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	71342-77-3	BC-58テトラプロモビスフェノールA			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	21850-44-2	テトラプロモビスフェノールA(2,3-ジプロモプロピルエーテル)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	4162-45-2	テトラプロモビスフェノールAビス(2-ヒドロキシエチルエーテル)			B08	

表6

化学物質管理リスト（管理物質）

ランク	物質群 No	分類	物質群	CASNo, M-Noは バナソニックで 付与した 管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て左記の CAS No, M-Noで代表してください	別名	金属 換算 係数	JGPSSI 物質群 No	備考
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	25327-89-3	テトラプロモビスフェノールAビス(アリルエーテル)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	37853-61-5	テトラプロモビスフェノールAジメチルエーテル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	39635-79-5	ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジプロモフェニル)スルホン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	42757-55-1	ビス(3,5-ジプロモ-4-ジプロモプロピルオキシフェニル)スルホン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	615-58-7	2,4-ジプロモフェノール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	608-71-9	ペンタプロモフェノール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	3278-89-5	2,4,6-トリプロモフェニルアリルエーテル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	26762-91-4	モノ(～テトラ)プロモ(又はクロロ)フェニルアルキル(C=2～8)(又はアリルグリンジール)エーテル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	3194-55-6	1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロデカン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	31454-48-5	臭素化または塩素化環状(7～12員環)炭化水素(Cl又はBr数:4～12)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	3322-93-8	1,2-ジプロモ-4-(1,2-ジプロモエチル)シクロヘキサン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	632-79-1	テトラプロモフタル酸無水物, TBPA Naソルト			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	55481-60-2	テトラプロモフタル酸ジメチル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	26040-51-7	テトラプロモフタル酸ジアルキル(C=6～23), テトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	20566-35-2	2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラプロモフタルート			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	3234-02-4	2,3-ジプロモ-2-ブテン-1,4-ジオール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	3296-90-0	ジプロモネオペンチルグリコール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	96-13-9	2,3-ジプロモプロパノール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	36483-57-5	トリプロモネオペンチルアルコール			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	57137-10-7	ポリトリプロモステレン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	61368-34-1	トリプロモステレン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	31780-26-4	ポリジプロモステレン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	68955-41-9	プロモ/クロロステレン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	82600-56-4	プロモ/クロロアルファオレフィン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	593-60-2	プロモエチレン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	52434-90-9	トリス(2,3-ジプロモプロピル)イソシアヌル酸			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	49690-63-3	トリス(2,4-ジプロモフェニル)フォスフェート			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	19186-97-1	トリス(トリプロモネオペンチル)フォスフェート			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	87-83-2	ベンタプロモアルキル(C=1～2)ベンゼン			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	38521-51-6	ベンタプロモベンジルプロミド			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	59447-55-1	ペルプロモ(フェニル)メチル=アクリラート			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	59447-57-3	ベンタプロモベンジルアクリレートポリマー			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	32844-27-2	TBBAビスフェノールAホスゲンポリマー			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	139638-58-7	臭素化エポキシレジン, トリプロモフェノールエンドキャップ			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	75790-69-1	TBPA, グリコール-アンδροロビレン-オキソエステル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	32588-76-4	N,N-エチレンビス(テトラプロモフルイド)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	52907-07-0	エチレンビス(5,6ジプロモノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	125997-20-8	塩素化, 臭素化リノ酸エステル			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	59789-51-4	トリプロモビスフェニルマレイニミド			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	61262-53-1	エチレンビスベンタプロモフェノキシド			B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	84852-53-9	1,2-ビスベンタプロモフェニルエタン	SAYTEX 8010		B08	
管理	K-9	ハロゲン系有機化合物	レベル1以外の臭素系難燃剤	M-11C	その他の臭素系難燃剤			B08	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	CHFCl <sub>2</sub>	*	HCFC-21	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	75-45-6	クロロジフルオロメタン	CHF <sub>2</sub> Cl	*	HCFC-22	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	593-70-4	クロロフルオロメタン	CH <sub>2</sub> FCl	*	HCFC-31	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-32-4	テトラクロロフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub>	*	HCFC-121	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	41834-16-6	トリクロロジフルオロエタン	C <sub>2</sub> HFC <sub>3</sub>	*	HCFC-122	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	C <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> F <sub>3</sub>	*	HCFC-123	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	M-139	その他のジクロロトリフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub>	*	HCFC-123	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	C <sub>2</sub> ClF <sub>4</sub>	*	HCFC-124	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	M-140	その他のクロロトリフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl	*	HCFC-124	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-34-6	トリクロロフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub>	*	HCFC-131	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	25915-78-0	ジクロロジフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>	*	HCFC-132	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	75-88-7	クロロトリフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl	*	HCFC-133	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	1717-00-6	ジクロロフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>2</sub>	*	HCFC-141b	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	M-141	その他のジクロロフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>2</sub>	*	HCFC-141	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl	*	HCFC-142b	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	M-142	その他のクロロジフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl	*	HCFC-142	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	1615-75-4	クロロフルオロエタン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl	*	HCFC-151	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-35-7	ヘキサクロロフルオロプロパン	C <sub>3</sub> HFCl <sub>6</sub>	*	HCFC-221	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-36-8	ペンタクロロジフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>5</sub>	*	HCFC-222	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-37-9	テトラクロロトリフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>4</sub>	*	HCFC-223	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-38-0	トリクロロテトラフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>3</sub>	*	HCFC-224	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	422-56-0	1,1-ジクロロ-2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl <sub>2</sub>	*	HCFC-225ca	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	507-55-1	1,3-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl	*	HCFC-225cb	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	M-143	その他のジクロロペンタフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl <sub>2</sub>	*	HCFC-225	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134308-72-8	クロロヘキサフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Cl	*	HCFC-226	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-48-0	ペンタクロロフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub>	*	HCFC-231	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-39-1	テトラクロロジフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub>	*	HCFC-232	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-40-4	トリクロロトリフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub>	*	HCFC-233	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	127564-83-4	ジクロロテトラフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub>	*	HCFC-234	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-41-5	クロロペンタフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl	*	HCFC-235	C04
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-49-1	テトラクロロフルオロプロパン	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>4</sub>	*	HCFC-241	C04

表6

## 化学物質管理リスト（管理物質）

ランク	物質群 No	分類	物質群	CASNo、M-Noはパナソニックで付与した管理No	物質名 * :この分子式の物質で他に特定されていない場合は全て左記のCAS No、M-Noで代表してください	別名	金属換算係数	JGPSSI物質群 No	備考
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-42-6	トリクロロジフルオロプロパン	C3H3F2Cl3 *	HCFC-242	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-43-7	ジクロロトリフルオロプロパン	C3H3F3Cl2 *	HCFC-243	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-50-4	クロロテトラフルオロプロパン	C3H3F4Cl *	HCFC-244	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-51-5	トリクロロフルオロプロパン	C3H4FCl3 *	HCFC-251	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-52-6	ジクロロジフルオロプロパン	C3H4F2Cl2 *	HCFC-252	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-44-8	クロロトリフルオロプロパン	C3H4F3Cl *	HCFC-253	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134237-45-9	ジクロロフルオロプロパン	C3H5FCl2 *	HCFC-261	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-53-7	クロロジフルオロプロパン	C3H5F2Cl *	HCFC-262	C04	
管理	K-10	オゾン層破壊物質	レベル1以外のオゾン層破壊物質	134190-54-8	クロロフルオロプロパン	C3H6FCl *	HCFC-271	C04	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-61-1	ウラン		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-07-5	プルトニウム		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	10043-92-2	ラドン		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-35-9	アメリシウム		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-29-1	トリウム		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-46-2	セシウム		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	7440-24-6	ストロンチウム		1.00	C06	
管理	K-11	その他	放射性物質	M-144	その他の放射性物質			C06	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	28553-12-0	フタル酸ジイソノニル			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	26761-40-0	フタル酸ジイソデシル			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	117-82-8	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)(DBP)			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル			C05	
管理	K-12	その他	フタル酸エステル類	M-145	その他のフタル酸エステル化合物			C05	

7. バージョン4からの主な変更点

改訂箇所	改訂内容
4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称変更 「製品化学物質管理部会」⇒「製品化学物質管理・技術部会」</li> </ul>
5. 2) 禁止物質レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足追記 「(規制値未満であっても意図的な使用は認められない)」</li> </ul>
5. 5) 製品含有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足追記 「不純物として含有する状態」</li> <li>・記載形式を箇条書きに変更</li> </ul>
5. 9) 管理値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の見直し 「松下グループや仕入先で管理するための濃度である」において、「仕入先」を削除</li> <li>・補足追記 「(なお、管理値に関して仕入先に対して不使用保証は求めない)」</li> </ul>
6. 1) 禁止物質レベル1 表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の見直し 「松下グループや仕入先で管理するための濃度である」において、「仕入先」を削除</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物質群の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>- パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩</li> <li>- 特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤の一種)</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制値の変更 「特定有機スズ化合物」の規制値を、「意図的使用禁止かつ1000ppm未満」を、「意図的使用禁止」に変更</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制値の変更 「カドミウムおよびその化合物」における「樹脂(ゴム、フィルム含む)、塗料、インキ、顔料、染料」の規制値を、RoHS 指令に関するデンマークでの国内法が成立していることを踏まえて、75ppm から 100ppm に更新</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足追記 「*7、サプライチェーンに遡って意図的に使用していないことを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。なお、不純物含有事例が確認された場合は、別途対応する」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足追記 「*8、規制値 1000ppm は、PBB、PBDE それぞれの物質に関する濃度を示す」</li> </ul>

6. 1) 禁止物質レベル1 表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>表番号の付与 「表2-1～表2-7」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>表の追加 「表2-8、表2-9」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現変更 表2-6において、「EU以外の地域向け製品」を「法規制対象地域以外の製品」に変更</li> </ul>
6. 2) 禁止物質レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容改定 「ポリ塩化ビニルおよびその混合物、その共重合体」の規制対象を改定</li> </ul>

#### 誤記修正

2008.5.21	6. 4) 化学物質管理リスト	用途限定及び閾値を修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>PCB類：50mg/kg 以下 →50mg/kg 超過</li> <li>アスベスト類：0.1wt%以下 →0.1wt%超過</li> </ul>
	7. バージョン4からの主な変更点	脱字を修正 「特定有機スズ化合物」の規制値を、「意図的使用禁止かつ1000ppm未満」を、「意図的使用禁止」に変更

#### その他

2008.10.1	全般	社名変更に伴う記載変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>Ver.5 →Ver.5.1</li> <li>「松下グループ」→「パナソニックグループ」に変更</li> </ul>
-----------	----	---

パナソニックグループ  
化学物質管理ランク指針バージョン5.1（製品版）

改定日：2008年10月1日  
発行部署：パナソニック株式会社  
環境本部

〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006